奄美「嘉徳浜」訴訟を応援してください!

奄美の森と川と海岸を守る会 奄美嘉徳浜訴訟弁護団 JELF(日本環境法律家連盟)

奄美・瀬戸内町の「嘉徳海岸」に、巨大なコンクリート製の護岸が設置されようとしています。 嘉徳海岸の豊かな自然環境・生物環境を守るため、私たちは、鹿児島県に対して、護岸工事への 工事費用の支出の差し止めを求める「住民訴訟」を進めています。災害対策は護岸堤が唯一の方 策ではありません。「Eco-DRR」など自然の回復力を最大限利用して砂浜を復活させる道もあり ます。人も自然も共に生きる道を探る、それが奄美嘉徳浜訴訟の意義になります。

貴重な環境を将来の世代に受け継いでいくため、是非、私達とともにこの問題に声を上げて下さい!

奄美「嘉徳浜」訴訟クラウドファンディング

→ https://readyfor.jp/projects/save-amami-katoku-beach

嘉徳浜保護キャンペーンはこちら

→ https://amamiworldheritage.org/petition/save-katoku-beach-jurassic-beach/ja



嘉徳海岸(大島郡瀬戸内町嘉徳)

1. 嘉徳海岸と護岸工事問題

---- 豊かな嘉徳海岸 ----

嘉徳海岸は、奄美大島でも珍しい、人工物のない自然のままの海岸です。嘉徳海岸は、その背後にある嘉徳集落、海岸に流れ込む嘉徳川と一体となって、美しい景観を有しています。

嘉徳海岸には、アオウミガメとアカウミガメが産卵のために上陸しているほか、また2002年には、絶滅危惧種のウミガメである「オサガメ」が産卵した場所です(日本での産卵は、同所でしか確認されていません)。また、オカヤドカリをはじめとするヤドカリ類も海と砂浜を行き

来しており、絶滅が危惧される希少な貝類も6種確認され、また同海岸に流れ込む嘉徳川にはリュウキュウアユが棲んでいます。

また、地元の方々だけでなく、サーファー、観光客など、多くの人がこの美しい嘉徳海岸を大切にしてきました。

--- 嘉徳海岸の護岸問題 ---

このような貴重な自然環境・生物環境が残る嘉徳海岸に、現在、高波浪による海岸侵食に対しての対策事業として、高さ6メートル、幅180メートルにわたるコンクリート護岸の建設工事が計画されています。

しかし、嘉徳海岸においては、平成26年の台風により一時的に砂浜の侵食が生じたものの、その後は砂浜の回復が確認されているほか、その後の調査及び侵食対策事業検討委員会での検討によっても、侵食の原因は必ずしも明確に特定されておらず、護岸工事が有効であるとは言えません。また、侵食対策の方法としても、コンクリート護岸の設置以外の方法も有効であるとして検討されてきたほか、昔から防風・防潮・砂防林として植えられている「アダン」を植える活動も行われてきました。加えて、生物への影響に関しては、ウミガメは嘉徳海岸に来ないものとして、護岸工事がウミガメに与える影響が全く検討されていないなどの問題があります。

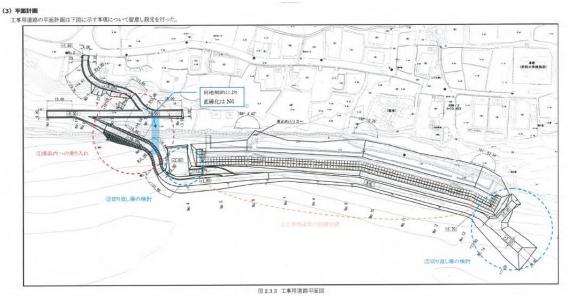


オサガメ(ナショナルジオグラフィック 日本語版サイトから)

--- 護岸を設置すると? ---

海岸に一度コンクリート護岸を設置してしまえば、永い間維持されてきた貴重な自然景観は失われ、ウミガメやオオヤドカリといった生物にも大きな影響を与えることになりかねません。

そのため、「奄美の森と川と海岸を守る会」のメンバーらは、この計画に対して反対し、インターネットの署名サイト「Change.org」で2万人以上の署名を集めるなどしてきましたが、鹿児島県は計画を再考せず、平成31年1月に入札を再度実施して業者を決定、平成31年3月には護岸工事に着工しようとしています。このまま護岸工事が開始されると、工事用道路の設置や工事用車両の通行などに伴い、ウミガメなどは海岸に来ることができなくなってしまいます。



護岸、工事用道路の計画状況(鹿児島県の開示資料から)

—— 防災対策 (Eco-DRR) —

護岸工事の理由は、数年前の台風による砂浜の浸食とされていますが、ここ数年で砂は戻ってきており、実際に浸食対策のため設置されたサンドバッグも回復してきている砂でほとんど埋まるまで砂は回復しています。昨年の台風24号でも被害は発生しませんでした。

コンクリートの護岸を作ってしまえば、今の嘉徳の姿は永遠に失われてしまいます。本当に、今ここにコンクリートの護岸を作らなければならないのでしょうか、必要性が十分に検討されることがないままに工事が進められようとしています。

私たちも、浸食対策を検討することや推移を観察することを否定しているわけではありません。 海岸の背後に住む集落の住民の安全等を考慮することは当然のことです。浸食対策は砂の回復の 推移を慎重に観察した上で、生態系を生かした防災対策、Eco-DRR(Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)で行うべきです。Eco-DRR は環境省も推奨している自然の生態系 を生かした防災対策です。私たちは、今嘉徳海岸に本当に必要な対策を再検討する必要がありま す。

2. 住民訴訟の提起

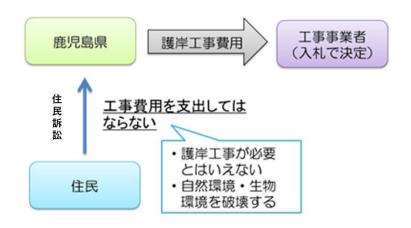
--- 「住民訴訟」って? ---

住民訴訟は、住民が、地方公共団体の違法または不当な財務会計行為(契約、公金の支出など)があると考える場合に、その是正を求めることができる制度です。地方自治法第242条の2に規定されており、住民であれば誰でも裁判ができます。

つまり、住民に対して、広く地方公共団体の金銭の支出等について、問題があると考える場合に に是正を求める機会を与える仕組みあるのです。

今回の裁判は護岸工事についての工事費用の支出は、工事の必要性を欠き、かつ、自然環境を破壊するものであって、違法または不当な公金支出であるとして、工事費用の支出の防止(差止め)を求めるものです。

今後は、護岸堤の必要性が裁判で争われます。



3. お問い合わせ先 (弁護団)

〒453-0015 名古屋市中村区椿町15番19号 学校法人秋田学園名駅ビル2階 弁護士法人名古屋E&J法律事務所

弁護士 渡部 貴志

TEL:052-459-1750 FAX:052-459-1751